

## 第3回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（2 / 18） 概要

## ＜利用者・旅行者への貸切バス安全情報の提供について＞

- 安全情報を利用者に提供する前提として、すべての貸切バスにおいて最低限の安全性が確保されていることが必要。
- 安全情報の見える化は重要。現在もバス事業者の処分歴が公表されているが、より見やすく公表すべき。また、処分が決定された後に情報が開示されることになるが、監査開始から処分決定まで時間を要しており、速やかに公表されていない。
- バス事業者が届け出た運賃幅も公表すべき。

## ＜貸切バスの運賃・料金制度等について＞

- バス事業者が自ら安全コスト等を算出し、運賃幅を届け出るのが新運賃制度の趣旨であり、公示運賃のとおり届け出ている事業者の一部はそもそも安全コスト等を計算していないのではないか。
- 安全コスト等を反映した運賃が適切に収受されているかだけでなく、収受された運賃が安全のために適切に支出されているかについても確認・公表しなければならない。
- 新運賃制度を遵守していなかったり、制度を理解できていないバス事業者は、安全上問題であり、市場から退出させるべき。
- 新運賃制度逃れを防ぐため、書面取引義務を拡充すべき。
- 公示運賃は、全取引において基準額以下で収受すれば赤字になるので、上限・下限額より、基準額を示すべき。
- 下限割れ運賃については、第三者機関を設けるより、事業参入後の監査等で解決できる仕組みを設けるべき。

## ＜その他＞

- 旅行者とバス事業者が一体となって自主的な取り組みを進め、行政もそれに協力することが必要。
- 旅行業のライセンスを持っていないランドオペレーターについての対策についても、今後検討すべき。

以上